

大口定期預金

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 自由金利型定期預金 (愛称)大口定期
2. 販売対象	・ 法人または個人の方
3. 期間	・ 定型方式 1か月、3か月、6か月、 1年、2年、3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式 1か月超5年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到 来する1年ごとの応答日)以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の 前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興 特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の 税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解 約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください または窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署 (9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03- 3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター 等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、 当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談 所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出 いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた だけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会におい て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を 図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する 方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプラ イアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください

大口定期預金

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください)
--------------------	---

自由金利型定期預金の中途解約利率表 (別表)

(愛称) 大口定期

- (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合
次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率
- (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合
次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。
ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

A. 約定利率 - 約定利率 × 30%

B. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注) 基準利率とは、解約日に解約する預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率です。